

毎週 月・水・金曜日発行

# 熊本県公報

## 目 次

### 条 例

- 熊本県有料道路料金徴収条例の一部を改正する等の条例 (企業局) 一
- 熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例の一部を改正する条例 ( ) 一
- 熊本県立高等学校実習船購入基金条例を廃止する条例 (高校教育課) 二
- 熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例 ( ) 二
- 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (学校人事課) 三
- 熊本県立装飾古墳館条例の一部を改正する条例 (文化課) 四
- 熊本県立高等学校演習林基金条例を廃止する条例 (施設課) 四
- 熊本県営熊本城プールの設置及び使用料徴収に関する条例を廃止する条例 (体育保健課) 四
- 熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部) 四
- 熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例 ( ) 五
- 熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例 ( ) 五

### 条 例

熊本県有料道路料金徴収条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第二十八号

熊本県有料道路料金徴収条例の一部を改正する等の条例

(熊本県有料道路料金徴収条例の一部改正等)

第一条 熊本県有料道路料金徴収条例(昭和三十九年熊本県条例第九十一号)の一部を次のように改正する。

第五条の表中「昭和七十八年四月三十日」を「平成十四年四月三十日」に改める。

第二条 熊本県有料道路料金徴収条例は、廃止する。

(熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第三条 熊本県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年熊本県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「、有料道路事業」を削る。

第三条第二項第二号を削り、同項中第三号を第一号とし、第四号を第三号とする。

(熊本県有料道路事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに關する条例の廃止)

第四条 熊本県有料道路事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに關する条例(昭和四十年熊本県条例第三十号)は、廃止する。

### 附 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十四年五月一日から、その他の規定は平成十五年四月一日から施行する。

熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第二十九号

熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例(昭和四十九年熊本県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第四条の表有明工業用水道の項中「三十五円」を「五十円」に、「七十円」を「百円」に改める。

### 附 則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 改正後の第四条の表有明工業用水道の項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る有明工業用水の料金に適用し、同日前の使用に係る有明工業用水の料金については、

なお従前の例による。

熊本県立高等学校実習船購入基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県条例第三十号

熊本県立高等学校実習船購入基金条例を廃止する条例

熊本県立高等学校実習船購入基金条例（昭和三十九年熊本県条例第三十五号）は、廃止する。

附 則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 熊本県立高等学校実習資金特別会計条例（昭和三十九年熊本県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中、「及び熊本県立高等学校実習船購入基金」を削る。

熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県条例第三十一号

熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例

熊本県育英資金貸与基金条例（昭和四十七年熊本県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「富み、有能な素質を有する」を「富む」に改める。

第二条中「毎年度予算」を「熊本県育英資金貸与基金特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）」に改める。

第十一条第一項を次のように改める。

この条例に定めるもののほか、基金の管理及び育英資金の返還免除に関し必要な事項は知事が、育英資金の貸与に関し必要な事項は教育委員会が定める。

第十一条第二項を削り、同条を第十三条とする。

第十条第一項を削り、同条第二項中「育英奨学生の死亡、心身障害その他特別の事由がある場合」を「育英奨学生が死亡し、又は障害により労働能力を喪失したとき」に改め、同項を同条とし、同条を第十二条とする。

第九条第一項中「一般貸与を受けた者が一般貸与」を「育英奨学生が貸与」に、「大学等又は専門課程」を「高校等、大学又は専門課程等」に改め、同条を第十一条とする。

第八条を削る。

第七条中「一般貸与」を「貸与」に、「当該大学等を卒業し、又は当該専門課程」を「在学する学校の正規の修業年限」に改め、同条ただし書及び各号を削り、同条に次の一項を加える。

2 貸与を受けた者（以下「育英奨学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を取り消し、又は停止する。

一 第七条各号のいずれかに該当しなくなったとき。

二 退学したとき。

三 休学したとき。

四 成業の見込みがないとき。

五 その他教育委員会が必要と認めるとき。

第七条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（奨学金の返還）

第十条 育英奨学生は、貸与の期間が満了し、又は貸与の取消しを受けた場合、次に定めるところにより、奨学金を返還しなければならない。

一 貸与利率 無利子とする。

二 返還期間 教育委員会規則で定める起算月から十五年以内において同規則で定める期間とする。ただし、事情によりその全部又は一部を繰り上げて返還することができる。

三 返還方法 年賦、半年賦又は月賦で返還するものとする。

四 延滞利息 延滞している期間が六月を超えることに六月について五パーセントとする。

第六条を削る。

第五条の見出し中「一般貸与及び入学支度金の」を削り、同条中「貸与の種類」ことに、それぞれ中欄に掲げる」を削り、同条の表を次のように改める。

区分	貸与金額	
	国立	私立
大学に在学する者	国立 月額 二五、〇〇〇円	私立 月額 三五、〇〇〇円
高校等に在学する者	国立 月額 一八、〇〇〇円 及び （自宅）	私立 月額 二二、〇〇〇円 及び （自宅）
専門課程等に在学する者	国立 月額 一八、〇〇〇円 及び （自宅）	私立 月額 二二、〇〇〇円 及び （自宅）

第五条を第八条とする。

第四条中「大学、高等専門学校若しくは高等学校（以下「大学等」という。）又は熊本県内に所在する専修学校の専門課程（教育委員会規則で定めるものに限る。以下「専門課程」という。）」を「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）若しくは高等専門学校以下「高校等」という。）」、同条に規定する大学又は同法第八十二条の二に規定する専修学校の専門課程若しくは高等課程（教育委員会規則で定めるものに限る。以下「専門課程」という。）」に、「次に」を、「次に掲げるすべての要件に」に、「一般貸与」を「育英資金の貸与」に改め、「

私立の高等専門学校又は私立の高等学校に入学した者であつて次に該当するものの申請に基づき入学支度金貸与を受ける者を、それぞれ、「を削り、同条後段を削り、同条第二号中「心身が健全で、」を「高校等又は専門課程等に在学する者にあつては勉強に意欲があること、大学に在学する者にあつては」に、同条第四号中「それぞれの育英資金の貸与の種類に応じて、当該貸与」を「育英資金」に改め、同条を第七条とする。  
第三条の二を削る。  
第三条を第六条とし、第二条の次に次の三条を加える。  
（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。  
2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（繰替運用）

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。  
（基金の処分）

第五条 知事は、育英資金の貸与に要する経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の一部を処分することができる。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成十四年三月三十一日に在学する者に係る育英資金の貸与については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日以後において、転学、編入学又は再入学した者に係る育英資金の貸与については、当該者の属する年次の在学者の例による。

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。  
平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第三十二号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和二十九年熊本県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第十二条第二項中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

(熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和二十九年熊本県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

(熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第三条 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和四十六年熊本県条例第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県立装飾古墳館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第三十三号

熊本県立装飾古墳館条例の一部を改正する条例

熊本県立装飾古墳館条例(平成三年熊本県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

(分館)

第一条の二 装飾古墳館に分館を置く。

2 分館の名称は歴史公園鞠智城・温故創生館(以下「温故創生館」という。)とし、鹿本郡菊鹿町に設置する。

第四条に次の一項を加える。

3 温故創生館については、前二項の規定にかかわらず観覧料を徴しない。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県立高等学校演習林基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第二十四号

熊本県立高等学校演習林基金条例を廃止する条例

熊本県立高等学校演習林基金条例(昭和五十二年熊本県条例第二十四号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県営熊本城プールの設置及び使用料徴収に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第三十五号

熊本県営熊本城プールの設置及び使用料徴収に関する条例を廃止する条例

熊本県営熊本城プールの設置及び使用料徴収に関する条例(昭和三十四年熊本県条例第三十二号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第三十六号

熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察本部の内部組織に関する条例(昭和二十九年熊本県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中九を〇とし、(六)を九とし、(七)を八とし、(八)を七とし、(五)を六とし、(四)を三とし、(三)を四とし、(三)を三とし、(二)を三とし、(〇)を二とし、(九)を〇とし、(八)の次に次のように加える。

(九) 情報の公開に関すること。

## 附 則

この条例は、熊本県情報公開条例（平成十二年熊本県条例第六十五号）附則第一項ただし書に規定する規則で定める日から施行する。

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県条例第三十七号

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例

熊本県警察職員定数条例（昭和二十九年熊本県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二、七七五人」を「二、八六五人」に、「一〇七人」を「一〇九人」に、「二二一人」を「二二五人」に、「一、六〇七人」を「一、六六二人」に、「八四〇人」を「八六九人」に、「三、一九六人」を「三、二八六人」に改め、同条第二項中「二、七七五人」を「二、八六五人」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の警察官の階級ごとの定数について、警視、警部又は警部補、巡査部長を含む。）の階級にある者の人員が、それぞれの階級ごとの定数に満たない場合において、当該満たない人員の範囲内において、当該定数を下位の階級の定数に流用することができる。

附則第五項を次のように改める。

5 平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間においては、第二条第一項中「二、八六五人」とあるのは「二、八七九人」と、「二二五人」とあるのは「二二六人」と、「一、六六二人」とあるのは「一、六七一人」と、「八六九人」とあるのは「八七三人」と、「三、二八六人」とあるのは「三、三〇〇人」と、同条第二項中「二、八六五人」とあるのは「二、八七九人」とする。

## 附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県条例第三十八号

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例  
熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年熊本県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「熊本県警察署」を「熊本県警察の警察署」に改める。

別表熊本県熊本北警察署の項管轄区域の欄中「麻生田二丁目」を「麻生田二丁目 麻生田三丁目 麻生田四丁目 麻生田五丁目」に、「清水町大字新地 清水町大字榎木」を「清水新地一丁目 清水新地二丁目 清水新地三丁目 清水新地四丁目 清水新地五丁目 清水新地六丁目 清水新地七丁目」に、「榎木三丁目」を「榎木三丁目 榎木四丁目 榎木五丁目 榎木六丁目」に改め、同表熊本県熊本南警察署の項管轄区域の欄中「川口町」を「川口町 新港一丁目 新港二丁目」に改め、同表熊本県熊本東警察署の項管轄区域、熊本県大津警察署の項管轄区域及び熊本県御船警察署の項管轄区域の欄中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同表備考中「平成十三年二月二十六日」を「平成十四年二月二十五日」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行所 熊本  
平成十四年三月二十五日印刷  
平成十四年三月二十五日発行

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地  
株式会社 秀巧  
電話代 〇九六―二八六―三三二



古紙配合率100%